



ご存じですか？国民年金保険料の 「学生納付特例制度」



日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、下記のとおり学生の方については、「学生納付特例制度」の申請により、在学中の保険料納付が猶予されます。

対象となる学生

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

対象となる所得基準

申請者本人の前年所得が、「118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等」以下となる方

申請方法

学生証（写し）または在学証明書（原本）と年金手帳、はんこをお持ちになって市保険年金課年金担当窓口（市役所1階③番窓口）にて申請してください。

平成30年度に承認された方で今年度も在学の方には、日本年金機構から申請書（ハガキ）が送付されます。必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

承認を受けた期間の取り扱いについて

学生納付特例の承認を受けた期間中の不慮の事故や病気により障がいが残った場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。また、承認を受けた期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます。

保険料の追納制度

「学生納付特例期間」については、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【お問い合わせ先】

市保険年金課（市役所1階③番窓口）☎ 32・4120／FAX 35・0173
Mail : hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

